

市議会だより

総務委員会

平成17年度長崎市一般会計補正予算（第4号）を修正可決

委員会では、国における公務員の給与と構造の改革に伴う本市の給与と制度の見直しに対する考え方などについて慎重に審査しました。

これらの経過を踏まえ、8名の委員から連名で、文教経済委員会におけるしまの宿五平大施設整備事業費の減額修正に対応し、歳入における国庫支出金、繰越金、市債を減額修正するとともに、地方債における過疎対策事業費の限度額を減額修正しようとする修正案が提出されました。

原案及び修正案に対する質疑、討論の後、採決を行った結果、修正案のとおり原案を修正して可決しました。

そのほか、公会堂、チトセピアホルの指定管理者を指定しようとする議案などを原案どおり可決しました。



公会堂

厚生委員会

老人福祉施設5施設に係る「公の施設の指定管理者の指定について」5件を可決

委員会では、不採択団体名を非公開とする理由、5施設における指定管理者による管理運営体制の詳細、管理経費の縮減という評価項目における採点の考え方、今回公募を同時に行った老人福祉施設14施設中、応募があったものの採択される団体がなかった施設に係る選考審査委員会の採点結果の詳細と、応募がなかった3施設についての再公募の見通し及び再度応募がなかった場合の対応方法などについて慎重に審査しました。

その結果、老人福祉施設については、コスト削減を求める指定管理者制度の対象としてなじまないものと考えていることからこれら5議案に同意できないとの反対意見が出され、採決の結果、いずれも賛成多数で原案を可決しました。



老人憩の家 ひまわり荘

文教経済委員会

グラバー園の管理に関する「公の施設の指定管理者の指定について」を否決

委員会では、指定管理者選定の基本的な考え方などについて慎重に審査しました。

その結果、反対の立場から、指定管理者制度導入の意義は、多様化する住民ニーズに対応して、公の施設をより効率的・効果的に管理運営するために民間のノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることであるが、財政シミュレーションによると、事業者の提案は一般会計への繰り出し金が減収することから、同制度導入の趣旨に反し認められないこと、利用料金制度導入のメリットが生かされていないこと、指定管理者制度に不信感があり、直営で管理した方がいいと考えていること、選考審査委員会の委員に十分な時間や資料を提示したのか疑問視しており時期尚早であると思うことなどの反対意見が出され、採決の結果、賛成なく原案を否決しました。

そのほか、平成17年度長崎市一般会計補正予算（第4号）において、しまの宿五平大施設整備事業費を減額修正し、また、長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を修正可決しました。

建設水道委員会

市営駐車場6施設の管理に係る「公の施設の指定管理者の指定について」6件に附帯決議を付して可決

委員会では、指定管理者への2年目以降の管理委託料の額の決定の考え方などについて慎重に審査しました。

その結果、選定に際し、選考審査委員会にすべて丸投げしていることは問題であり行政の責任放棄であることなどから、これら6議案には同意できないとの反対意見が出されました。

一方、指定管理者制度の導入により、本当の意味での市民サービスの向上、経費の削減等の所期の目的を果たすことを条件として、これら6議案に賛同したいとの賛成意見が出され、採決の結果、いずれも賛成多数で原案を可決しました。

なお、今後の年度協定の締結に際しては、目標となる管理料を十分に把握した上で指定管理者と協議すること、将来的には利用料金制度も視野に入れ、コストの縮減とサービスの向上に向けて市において検討することを求める旨の附帯決議をそれぞれ全会一致で決定しました。



茂里町地下駐車場